

やちよ男女共同参画プラン第2期実施計画

令和3年度進捗状況報告書（対令和2年度実績）

及び

計画期間進捗状況の総括（対平成28年～令和2年度実績）

八千代市企画部企画経営課

男女共同参画センター

目次

■ やちよ男女共同参画プランの体系	1
1 男女共同参画社会の実現に向けて	2
2 令和3年度(令和2年度実績)の進捗状況	
(1) 具体的な取組みの進捗状況	2
(2) 指標の進捗状況	4
■ 各指標の進捗状況一覧	5
3 審議会等における女性委員・公募委員登用状況	
(1) 女性委員・公募委員登用状況	7
(2) 女性委員登用状況調査結果より	7
4 計画期間進捗状況の総括(対平成28年～令和2年度実績)	
(1) 計画期間進捗状況の総括調査の実施	7
(2) 主要課題全体における具体的な取組みの進捗状況	7
(3) 計画期間の5年間において積極的に推進された具体的な取組み	10
(4) 指標の計画期間の進捗状況	12
5 男女共同参画の現状と課題	
(1) 国における男女共同参画の現状と課題	13
(2) 本市における男女共同参画の課題	19

【資料1】令和3年度やちよ男女共同参画プラン第2期実施計画に基づく事業進捗状況一覧

【資料2】各種審議会等委員状況調査結果

【資料3】各種審議会等における女性委員登用率未達成についての状況調査

【資料4】計画期間進捗状況の総括(対平成28年～令和2年度実績)一覧

■やちよ男女共同参画プランの体系

主要課題	取組の方向	取組の内容
I 等しく認めあう ー男女共同参画の 意識づくりー	1 固定的な意識の是正	(1)性別による役割分担意識・慣習の是正
		(2)一人ひとりの人権・人格の尊重意識の浸透
		(3)性別による役割分担意識の是正のための調査・研究
	2 男女の人権擁護	(1)ドメスティックバイオレンスの発生を防ぐ意識づくり
		(2)セクシュアルハラスメント防止対策と体制整備
	3 男女共同参画の視点 に立った教育の推進	(1)保育園・幼稚園・学校における意識づくりの推進
(2)家庭や地域における意識づくりの推進		
II 共につくりだす ーあらゆる場への 男女共同参画ー	1 政策・方針決定の場 への男女共同参画	(1)行政における多様な参画の推進
		(2)男女共同参画推進のための指導者等の人材発掘・育成
	2 地域での男女共同参 画	(1)まちづくりへの多様な参画の推進
		(2)多様な主体のネットワーク化による連携・協働
	3 国際社会への理解と 交流の推進	(1)平和と国際社会への理解
		(2)国際交流の推進
III 自分らしく生きる ーワーク・ライフ・ バランスの推進ー	1 働く場における男女 共同参画	(1)職場における意識啓発と就労支援
		(2)就労による経済的自立の支援
		(3)多様な働き方への支援
	2 家庭における男女共 同参画	(1)家事・育児への共同参画
		(2)介護への共同参画
	3 多様な生き方を選ぶ ための条件の整備	(1)生涯にわたる学習機会の整備
		(2)生きがい対策の推進
		(3)男性の多様な生き方への条件整備
IV 健やかに暮らす ーいきいきと暮らす ための健康と福祉の 増進ー	1 生涯にわたる心と体 の健康づくりの推進	(1)健康づくりの充実
		(2)母子保健の充実
	2 自立した生き方を支 える福祉の充実	(1)多様な子育て環境の整備
		(2)ひとり親家庭の自立の推進
		(3)高齢者・障害者福祉の充実
V みんなで推進する ー推進体制の整備と 協働の推進ー	1 連携・協働体制の構 築	(1)市民参加の推進
		(2)国・県・近隣自治体との連携・協力
	2 推進体制の強化	(1)男女共同参画センターの充実
		(2)庁内推進体制の整備・拡充
		(3)計画の進行管理の充実

1 男女共同参画社会の実現に向けて

本市では、平成 23 年度に策定した「やちよ男女共同参画プラン」に基づき、「認めあい、支えあい、いきいきと暮らすために」の理念のもと、これまで男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してきた。平成 28 年 3 月には、第 1 期実施計画期間終了に伴い具体的な事業や指標の見直しを行い、平成 32 年度（令和 2 年度）までの第 2 期実施計画を策定した。

第 2 期実施計画の最終年度である令和 2 年度は、200 の具体的な取り組みを行い、その進捗状況を把握したが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多くの事業が規模の縮小や休止をせざるを得ない状況となった。

過去の災害などからは、非常時・緊急時には潜在的な性別役割分担意識による影響が表面化するといわれているが、新型コロナウイルス感染症もまた男女共同参画の課題を浮き彫りにした。近年、働く女性が増加したものの、その半数は非正規雇用労働者であり、さらに飲食・宿泊業などのサービス産業への従事者が多いことなどから、緊急事態宣言発出による休業・時短営業が所得の低下が生活困難を招いた。外出自粛・学校の一斉休校・テレワークの普及は、家事の負担を増加させ、家族以外との接触機会の減少や先行きの見えない将来へ不安等から、DV被害に関する相談件数が増加。性犯罪・性暴力被害による相談も増え、被害者の多くは女性となっている。

男女共同参画社会を実現するためには、固定的性別役割分担意識が社会に根深く残っている現状を多くの人々が認識し、課題を見逃すことなく解決につなげていく必要がある。

2 令和 3 年度（令和 2 年度実績）の進捗状況

（1）具体的な取り組みの進捗状況

①全体の集計

評価	積極的な推進が見られた	現状維持（具体的な取り組みを行った）	取り組みが十分でない	未実施・休止・廃止	合計
事業数	9	160	1	30	200
割合	4.5%	80%	0.5%	15%	100%

②主要課題ごとの評価

主要課題 I 等しく認めあう ー男女共同参画の意識づくりー

【資料 1】 P. 1～P. 7（事業番号 1～21）参照

評価	積極的な推進が見られた	現状維持（具体的な取り組みを行った）	取り組みが十分でない	未実施・休止・廃止	合計
事業数	4	29	1	5	39
割合	10.3%	74.3%	2.6%	12.8%	100%

〈主な事業の実績〉

・事業番号 1／男女平等に関する啓発活動の推進

市ホームページや広報やちよを活用して、男女共同参画に関する情報を提供すると共に、新たな取組みとして、市民意識調査の結果を親しみやすい4コマまんがで紹介した。

・事業番号 5／暴力行為を許さない意識づくり

「八千代市 DV 防止基本計画」を第2次やちよ男女共同参画プランに位置付けた。また、デート DV のミニチラシ・ポスター・多言語ポスターを作成するとともに、ニュースクリップや行政モニター、ショッピングセンターの電光掲示等、さまざまなツールを活用して啓発を行った。

・事業番号 21／男性の子育て推進

手作りおもちゃや男性保育士によるふれあい遊びなどの動画2本を作成し、夫婦で子育てする意識向上の啓発を図った。

主要課題Ⅱ 共に作りだす ーあらゆる場への男女共同参画ー

【資料1】 P.7～P.13（事業番号 22～48◆2）参照

評価	積極的な推進が見られた	現状維持（具体的な取組みを行った）	取組みが十分でない	未実施・休止・廃止	合計
事業数	1	29	0	6	36
割合	2.7%	80.6%	0%	16.7%	100%

〈主な事業の実績〉

・事業番号 44◆3／多言語による防災に関する情報提供

WEB版浸水ハザードマップ英語版を公開した。

主要課題Ⅲ 自分らしく生きる ーワーク・ライフ・バランスの推進ー

【資料1】 P.13～P.21（事業番号 49◆1～79）参照

評価	積極的な推進が見られた	現状維持（具体的な取組みを行った）	取組みが十分でない	未実施・休止・廃止	合計
事業数	0	37	0	11	48
割合	0%	77.1%	0%	22.9%	100%

〈主な事業の実績〉

・事業番号 50／市職員への意識啓発

子育てや家族介護に関する休暇・給付制度等の資料を作成し、周知を図るとともに、火曜及び木曜日の終業時間に庁内放送を実施し、時間外勤務の抑制やワーク・ライフ・バランスの大切さを呼びかけた。

・事業番号 66◆1／子育て体験学習の推進(1)パパとママの子育て教室

パパとママの子育て教室で行う沐浴実習等を動画配信し、赤ちゃんと生活するイメージ等を持てるよう情報を提供した。また、広報やちよに「自宅で必要な情報を得られるように一妊娠期から乳幼児期までの情報をー」の特集記事を掲載して市民に周知した。

【主要課題Ⅳ】 健やかに暮らす ―いきいきと暮らすための健康と福祉の増進―

【資料 1】 P. 21～P. 37（事業番号 80～116）参照

評 価	積極的な推進が見られた	現状維持（具体的な取組みを行った）	取組みが十分でない	未実施・休止・廃止	合 計
事業数	1	61	0	7	69
割 合	1.5%	88.4%	0%	10.1%	100%

〈主な事業の実績〉

- ・事業番号 86◆2／(2)プレママ教室

プレママ教室の内容を動画にして情報を提供した。また、広報やちよに「自宅で必要な情報を得られるように―妊娠期から乳幼児期までの情報を―」の特集記事を掲載して、市民に周知した。

- ・事業番号 86◆5／(5)赤ちゃん広場（4か月・10か月児）

赤ちゃん広場は中止したが「おかゆの作り方」の動画や「事故防止について」の資料を市ホームページに掲載して、情報発信を行った。

【主要課題Ⅴ】 みんなで推進する ―推進体制の整備と協働の推進―

【資料 1】 P. 37～P. 38（事業番号 117～123）参照

評 価	積極的な推進が見られた	現状維持（具体的な取組みを行った）	取組みが十分でない	未実施・休止・廃止	合 計
事業数	3	4	0	1	8
割 合	37.5%	50%	0%	12.5%	100%

〈主な事業の実績〉

- ・事業番号 118／市民意見導入の推進

やちよ男女共同参画プラン懇話会において、男女共同参画に関わる施策の効果的な推進や、第2次やちよ男女共同参画プランの策定に対する様々な視点からの意見聴取を行った。

- ・事業番号 121／庁内推進組織の活用

庁内組織である「やちよ男女共同参画プラン推進会議及び幹事会」の委員・幹事及び関係課長への意見照会を行い、第2次やちよ男女共同参画プランの策定に組織的に取組んだ。

（2）指標の進捗状況

各指標の数値については、次ページ「■各指標の進捗状況一覧」のとおり。

評 価	達 成	未達成	未実施	合 計
指標数	3	17	1	21
割 合	14.3%	80.9%	4.8%	100%

■各指標の進捗状況一覧

指標 No.	項目	現況値 (令和3年3月末)	目標値	目標値 設定計画	所管課
1	男女共同参画社会が進んでいると感じている市民の割合※	12.2%	15%	総合計画	男女共同参画センター
2	各種審議会等における女性委員の登用率	31.5%	35%	総合計画	男女共同参画センター
3	各種審議会等における公募による市民委員の割合	23.1%	25%	総合計画	コミュニティ推進課
4	女性管理職の割合（市職員）	17.4%	30%	女性職員の活躍推進プラン	職員課
5	自主防災組織カバー率	58%	62%	総合計画	危機管理課
6	女性消防団員数	26人	30人	総合計画	消防総務課
7	青少年育成団体数	47団体	56団体	総合計画	生涯学習振興課
8	市男性職員の育児休業取得率	14.3%	10%	仕事・子育て両立支援プラン	職員課
9	市職員の年次休暇取得日数（年平均）	13.6日	14日以上	仕事・子育て両立支援プラン	職員課
10	家族経営協定の締結件数	33件	37件	総合計画	農政課
11	生涯学習情報が得られやすいと感じている市民の割合※	19.9%	50%	総合計画	生涯学習振興課
12	まちづくりふれあい講座の講座数	66講座	65講座	総合計画	生涯学習振興課
13	市民文化祭参加団体数	未実施	40団体	総合計画	文化・スポーツ課
14	受講者の内、受講後に青少年団体指導者として活動した人の割合	100%	80%	生涯学習推進計画	生涯学習振興課

指標 No.	項 目	現況値 (令和3年3月末)	目標値	目標値 設定計画	所管課
15	定期的に健康診断・健康診査を受けたり人間ドックを利用する市民の割合※	65%	70%	総合計画	健康づくり課
16	自分が健康だと感じている市民の割合※	77.8%	80%	総合計画	健康づくり課
17	保育園待機児童数	31人	0人	総合計画	子ども保育課
18	学童保育所待機児童数	16人	0人	総合計画	子育て支援課
19	八千代市が子育てしやすいまちと感じている市民の割合※	43.9%	55%	総合計画	子育て支援課（子ども支援センターすてっぷ21）
20	ひとり親家庭の就業率	90.6%	92%	総合計画	子ども福祉課
21	やちよ男女共同参画プランの取組みについて積極的に推進を図り達成した割合	4.5%	50%	やちよ男女共同参画プラン	男女共同参画センター

*No. 1 は令和元年度市民意識調査による

3 審議会等における女性委員・公募委員登用状況

(1) 女性委員・公募委員登用状況

	審議会数	全審議会に占める割合	委員数(2段目は女性, 3段目は公募)	全委員に占める割合
全審議会	87	100.0%	1,105	100.0%
女性委員のいる審議会	75	86.2%	339	30.7%
公募委員のいる審議会	35	40.2%	92	8.3%

※休会を除く，令和3年3月末時点

(2) 女性委員登用状況調査結果より

本プランでは，市が設置する審議会等の女性委員登用率の目標を35%と定め，すべての審議会等に女性が委員として参画するよう推進している。(本冊子P.5 指標No.2 参照)

令和3年3月31日(令和2年度末)時点で，目標値を達成していない審議会等は51，達成している審議会等は31，廃止は5で，半数以上が目標値に届いていない状況が続いている。

目標値を達成していない審議会等について，調査を行ったところ「女性委員の登用推進について周知しているが，団体からの推薦が上がってこない」，「公募しても手を上げる女性が少ない」等が主な理由だった。このことから，関係機関に推薦依頼をする際の女性委員登用の促進に関しての働きかけや，県内外の各分野で活躍している女性に関する情報を収集した「千葉県女性人材リスト」の周知を行った。

4 計画期間進捗状況の総括(対平成28年～令和2年度実績)

(1) 計画期間進捗状況の総括調査の実施

令和2年度で計画期間が終了することから，年度ごとの各課への事業進捗調査と併せて5年間の評価や今後の課題についての調査を実施した。

(2) 主要課題全体における具体的な取組みの進捗状況

平成28年～令和2年度の計画期間において，令和元年度及び2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い，緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置が取られたことから，規模の縮小や休止となった事業が多く見られ，評価が難しい状況となった。

各事業の進捗状況からは，新型コロナウイルス感染症の影響を除けば，ほとんどの取組みが継続され定着している。しかし，担当課としての目標の達成はされているものの，男女共同参画の推進という目的からは，乖離してしまっている事業も見受けられた。

やちよ男女共同参画プランを策定してから10年が経過し，社会情勢や男女共同参画を取り巻く状況・課題とも当初と大きく変化している。令和2年度は，これらの課題解決に向け取組

むべき項目を明確にし、実効性を高める計画となるよう検討を重ねながら、第2次やちよ男女共同参画プランの策定を行った。

なお、各課による5年間の評価は「資料4 やちよ男女共同参画プラン第2期実施計画進捗状況総括（対平成28年～令和2年度実績）一覧」のとおりである。

【各主要課題の計画期間（平成28年～令和2年度）の達成率】

主要課題Ⅰ 等しく認めあう — 男女共同参画の意識づくり —

評価 年度	A 積極的な推進が見られた		B 現状維持（具体的な取組みを行った）		C 取組みが十分でない		D 未実施・休止・廃止		計	
	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合
28年度	23	56.1%	18	43.9%	0	0%	0	0%	41	100%
29年度	7	17.1%	33	80.5%	0	0%	1	2.4%	41	100%
30年度	12	29.3%	29	70.7%	0	0%	0	0%	41	100%
元年度	7	18.4%	30	79.0%	0	0%	1	2.6%	38	100%
2年度	4	10.3%	29	74.4%	1	2.6%	5	12.8%	39	100%
総括	14	35.9%	24	61.5%	1	2.6%	0	0%	39	100%

主要課題Ⅱ 共に作りだす — あらゆる場への男女共同参画 —

評価 年度	A 積極的な推進が見られた		B 現状維持（具体的な取組みを行った）		C 取組みが十分でない		D 未実施・休止・廃止		計	
	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合
28年度	17	45.9%	20	54.1%	0	0%	0	0%	37	100%
29年度	7	18.9%	30	81.1%	0	0%	0	0%	37	100%
30年度	6	16.2%	30	81.1%	0	0%	1	2.7%	37	100%
元年度	3	8.1%	33	89.2%	0	0%	1	2.7%	37	100%
2年度	1	2.7%	29	80.6%	0	0%	6	16.7%	36	100%
総括	7	18.9%	28	75.7%	1	2.7%	1	2.7%	37	100%

主要課題Ⅲ 自分らしく生きる — ワーク・ライフ・バランスの推進 —

評価 年度	A 積極的な推進が見られた		B 現状維持（具体的な取組みを行った）		C 取組みが十分でない		D 未実施・休止・廃止		計	
	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合
28年度	15	31.2%	33	68.8%	0	0%	0	0%	48	100%
29年度	2	4.2%	46	95.8%	0	0%	0	0%	48	100%
30年度	2	4.2%	46	95.8%	0	0%	0	0%	48	100%

元年度	1	2.1%	47	97.9%	0	0%	0	0%	48	100%
2年度	0	0%	37	77.1%	0	0%	11	22.9%	48	100%
総括	7	14.6%	41	85.4%	0	0%	0	0%	48	100%

主要課題Ⅳ 健やかに暮らす — いきいきと暮らすための健康と福祉の増進 —

評価 年度	A 積極的な推進が見られた		B 現状維持（具体的な取組みを行った）		C 取組みが十分でない		D 未実施・休止・廃止		計	
	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合
28年度	22	31.9%	47	68.1%	0	0%	0	0%	69	100%
29年度	9	13.0%	60	87.0%	0	0%	0	0%	69	100%
30年度	7	10.1%	62	89.9%	0	0%	0	0%	69	100%
元年度	14	20.3%	54	78.3%	0	0%	1	1.4%	69	100%
2年度	1	1.5%	61	88.4%	0	0%	7	10.1%	69	100%
総括	14	20.3%	54	78.3%	0	0%	1	1.4%	69	100%

主要課題Ⅴ みんなで推進する — 推進体制の整備と協働の推進 —

評価 年度	A 積極的な推進が見られた		B 現状維持（具体的な取組みを行った）		C 取組みが十分でない		D 未実施・休止・廃止		計	
	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合
28年度	6	66.7%	3	33.3%	0	0%	0	0%	9	100%
29年度	1	11.1%	8	88.9%	0	0%	0	0%	9	100%
30年度	0	0%	9	100.0%	0	0%	0	0%	9	100%
元年度	2	25.0%	6	75.0%	0	0%	0	0%	8	100%
2年度	3	37.5%	4	50.0%	0	0%	1	12.5%	8	100%
総括	7	87.5%	1	12.5%	0	0%	0	0%	8	100%

主要課題Ⅰ～Ⅴ

評価 年度	A 積極的な推進が見られた		B 現状維持（具体的な取組みを行った）		C 取組みが十分でない		D 未実施・休止・廃止		計	
	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合
28年度	84	41.2%	120	58.8%	0	0%	0	0%	204	100%
29年度	26	12.7%	177	86.8%	0	0%	1	0.5%	204	100%
30年度	27	13.2%	176	86.3%	0	0%	1	0.5%	204	100%
元年度	27	13.5%	170	85.0%	0	0%	3	1.5%	200	100%

2年度	9	4.5%	160	80.0%	1	0.5%	30	15.0%	200	100%
総括	49	24.4%	148	73.6%	2	1.0%	2	1.0%	201	100%

【各主要課題の計画期間（平成28年～令和2年度）の達成率】

評価 主要課題	A 積極的な推進が見られた		B 現状維持（具体的な取組みを行った）		C 取組みが十分でない		D 未実施・休止・廃止		計	
	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合
I	14	35.9%	24	61.5%	1	2.6%	0	0%	39	100%
II	7	18.9%	28	75.7%	1	2.7%	1	2.7%	37	100%
III	7	14.6%	41	85.4%	0	0%	0	0%	48	100%
IV	14	20.3%	54	78.3%	0	0%	1	1.4%	69	100%
V	7	87.5%	1	12.5%	0	0%	0	0%	8	100%
I～V	49	24.4%	148	73.6%	2	1.0%	2	1.0%	201	100%

（3）計画期間の5年間に於いて積極的に推進された具体的な取組み

I. 等しく認めあう —男女共同参画の意識づくり—

〈主な事業の実績〉

- ・事業番号1／男女平等に関する啓発活動の推進
様々なテーマを取り上げて男女共同参画だよりを発行し継続的に意識啓発に取り組んだ。また、親しみやすいキャラクターの活用や図書館等との連携を図ることで、新しい企画による啓発に積極的に取り組んだ。
- ・事業番号6／相談の実施
令和元年度から、福祉総合相談室で関係各課と八千代市社会福祉協議会による支援調整会議（ネットワーク会議）を実施し、DVをテーマに関係機関への情報提供や意見交換を行う連携体制を構築した。DV被害者からの相談支援を行いつつ必要に応じて、警察・配偶者暴力相談支援センター・行政関係部署・各相談支援機関等と連携することで、相談体制の充実を図った。
- ・事業番号7◆1／市職員のハラスメントに関する相談
平成28年度・令和元年度にハラスメントに関する実態調査を行い、その結果から明らかになった課題の解決につなげるため、相談窓口体制及び周知の強化、要領・手引きの改定、研修内容の充実に取り組んだ。
- ・事業番号20／男女で子育てする意識の啓発
保育園において、令和2年度からおたよりのアプリを用いた配信を始めたことで、手軽にいつでも見られるようになり、掲示物等への関心も高まった。

II. 共につくりだす ーあらゆる場への男女共同参画ー

〈主な事業の実績〉

- ・事業番号 31／女性消防団員の事業参画推進
住宅用火災報知機の設置促進，火災予防の普及啓発，応急手当指導等を行い，市民に対して普及啓発活動及び女性消防団員の活躍の場を拡充することができた。
- ・事業番号 37／地域子育て支援ネットワークの構築
母子保健課と協働で，地域子育て支援センター・子ども支援センターを拠点とした，地域子育て支援のネットワークの構築を推進した。子育て支援実施事業では地域の協力団体等との連携を図り，妊娠・出産・幼児期を通じた切れ目のない支援を行うことができた。

III. 自分らしく生きる ーワーク・ライフ・バランスの推進ー

〈主な事業の実績〉

- ・事業番号 57／消防本部における女性の職域拡大
消防職員採用説明会及び消防職員採用に伴う学校訪問を行い，女性が活躍できる職場であることをアピールし，消防職に興味を抱き就業の機会を広げる啓発を行うことができた。
- ・事業番号 68／家族介護者支援の実施
家族介護者の介護負担の軽減を目的に「身体に負担をかけないための介護について学ぶ講座」「介護をする家族のための交流会」の2事業を開催した。
- ・事業番号 73◆1／子ども連れで行くことができる施設の整備／活用(1)図書館における児童サービスの充実・利用促進
年齢に応じたおはなし会や児童向けのイベントを各館で開催して児童サービスを充実させ，親子で利用できる施設としての活用を図った。
- ・事業番号 79／男性の多様な分野への参画の支援
子育て中から退職世代まで，様々な世代の男性が家庭や地域とつながり，参画の少ない分野にも関わっていけるよう各種主催講座を開催した。また，主体的に活動を続けている団体への支援も行った。

IV. 健やかに暮らす ーいきいきと暮らすための健康と福祉の増進ー

〈主な事業の実績〉

- ・事業番号 80／地域組織活動の支援
平成 29 年度から令和元年度まで「やちよ元気体操応援隊の養成講座」及び「男の料理塾」を開催し，発足した自主グループが継続して活動できるよう支援を行った。
- ・事業番号 87／食育の取組
市内産の食材の年間を通じた使用や旬の時期に合わせた「学校給食エコ人参ウィーク」，農業の先生とのふれあい事業，栄養教諭・学校栄養職員による授業等の様々な食育の取組みについて，継続して実施することができた。

- ・事業番号 90◆6／私立保育園等に対する助成
施設運営の円滑化等を図るため、私立保育園及び認定こども園に対する助成及び保育士に対する手当を支給することにより、保育環境整備の充実等に取り組むことができた。
- ・事業番号 93／学童保育事業の充実
小学校の余裕教室の活用や施設の建設等により、定員数の拡充や待機児童数の減少を図ることができた。
- ・事業番号 97◆2／子どもと本の講座・おはなし会
毎年子育て期のニーズに合った様々なおはなし会やイベント等の企画を増やし、図書館での交流の機会を設けることができた。

V. みんなで推進する ー推進体制の整備と協働の推進ー

〈主な事業の実績〉

- ・事業番号 117／市民参加の推進
やちよ男女共同参画プラン懇話会からの意見や市民を対象にした調査の結果をプランの推進に反映すると共に、支援団体等と連携・協働して市民参加の推進を図ることができた。
- ・事業番号 121／庁内推進組織の活用
推進体制強化のために、庁内組織である「やちよ男女共同参画プラン推進会議及び幹事会」を対象に、県市町村男女共同参画促進アドバイザーによる講演会を実施した。第2次やちよ男女共同参画プランの策定にあたっては、同推進会議及び幹事会への意見照会を行い反映させた。また、年度ごとの男女共同参画施策の進捗状況について、庁内組織を活用しての周知を図ることができた。
- ・事業番号 122◆2／男女共同参画に関する研修の実施
新規採用職員研修内での男女共同参画に係る研修の実施に加え、千葉県自治研修センター等の派遣研修(女性活躍推進研修等)への職員の公募等を行って意識啓発を図った。
- ・事業番号 123／計画の進行管理・評価・周知
毎年度、やちよ男女共同参画プラン第2期実施計画の進捗状況調査を行い、庁内組織ややちよ男女共同参画プラン懇話会による評価・意見を反映し計画の推進を図った。また、年度ごとの進捗状況を市ホームページで公表した。

(4) 指標の計画期間の進捗状況

やちよ男女共同参画プラン第2期実施計画において設定されている21項目の指標の計画期間の達成率は14.3%で多くの指標が達成できなかった。

【目標数値を達成した指標】()内は目標数値

指標 8 市男性職員の育児休業取得率 14.3% (10%)

指標 12 まちづくりふれあい講座の講座数 66 講座 (65 講座)

指標 14 受講者の内、受講後に青少年団体指導者として活動した人の割合 100% (80%)

5 男女共同参画の現状と課題

(1) 国における男女共同参画の現状と課題

* 令和2年12月策定「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会～」(2社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題)より [↓以下原文をコピー](#)

これまで、政府は、国連の「ナイロビ将来戦略勧告」(平成2(1990)年)で示された国際的な目標である30%の目標数値や諸外国の状況を踏まえ、平成15(2003)年に「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標を掲げ取組みを進めてきたが、この目標は必ずしも社会全体で十分共有されなかった。また、各種制度・慣行等も男女共同参画の視点を十分に踏まえたものになっているとは言い難かった。こうしたことから、第4次男女共同参画基本計画(以下「4次計画」という。)においては、特に、将来指導的地位に成長していく人材を着実に増やすなどの取組を進めてきた。

一方、平成27(2015)年に国連で決定され、我が国でも賛同した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標(SDGs)において、2030年までに、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられており、これに沿って各国で取組が加速されている。こうした国際社会のスピード感を備えた進捗状況と比較すると、我が国の男女共同参画の進捗状況は、政治分野や経済分野をはじめ非常に遅れたものとなっている。例えば、世界経済フォーラムが令和元(2019)年に公表した「ジェンダー・ギャップ指数(GGI)」では、我が国は153か国中121位となっている。5次計画は、こうした状況とその要因並びに以下のような社会情勢の現状及び課題に係る認識を踏まえた内容とする必要がある。

① 新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、世界は今、人々の生命や生活、経済、社会、さらには、行動・意識・価値観にまで及ぶ大きな影響を受け、歴史的な転換点に直面している。感染症が収束したポストコロナの時代を見据え、「新たな日常」の実現に向けて取り組んでいかなければならない。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大は、女性と男性に対して異なった社会的・経済的影響をもたらしている。外出自粛や休業等による生活不安・ストレスからの配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化が懸念されている。また、非正規雇用労働者、宿泊、飲食サービス業等への影響が大きいことから、女性の雇用、所得に特に影響が強く現れており、経済的困難に陥るひとり親家庭の増加も危惧される。さらに、子育てや介護等の負担増加も懸念されている。こうした状況を踏まえ、平時のみならず、非常時・緊急時にも機能するセーフティネットの整備を図る必要がある。
- ・ 一方、これを契機として、仕事ではオンライン活用が急拡大したことで、男女ともに新しい働き方の可能性が広がり、働く場所や時間が柔軟化していくことが考えられる。テレワークは、職種や業種等によっては困難な場合もあるが、時間を有効に活用でき、場所の制約を受けない柔軟な働き方を可能にする勤務形態である。地方移住への関心も高まってい

る中で、地方の経済活性化のチャンスともなり得る。また、在宅での働き方の普及は、男性の家事・育児等への参画を促す好機でもある。

- ・アントニオ・グテーレス国連事務総長は、各国政府に対し、女性と女兒を新型コロナウイルス感染症への対応の中心に据えるよう、要請している。また、ジェンダー平等と女性の権利は、今般の感染症の拡大を切り抜け、より早く景気回復し、全ての人にとってより良い未来を築くために必要不可欠である旨、述べている。
- ・こうした状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大の性別による影響やニーズの違いを踏まえて政策課題を把握し、今後の政策立案につなげていくことが肝要である。

② 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加

- ・令和元（2019）年の出生数は、統計を取り始めて以来初めて90万人を下回って87万人となり、合計特殊出生率は1.36と4年連続で低下している。我が国は平成27（2015）年から長期の人口減少過程に入っており、合計特殊出生率が1.4前後という現在の出生率の水準が続けば、2053年には、我が国の人口は1億人を割って9,924万人となり、2065年には8,808万人になると推計されている。
- ・また、未婚・単独世帯が増加するなど世帯構成にも大きな変化が生じている。50歳時の未婚割合を見ると、昭和45（1970）年に男性1.7%、女性3.3%であったものが、最新のデータである平成27（2015）年は男性23.4%、女性14.1%となっている。将来推計によれば、この数値はそれぞれ令和7（2025）年に27.1%、18.4%、令和12（2030）年に28.0%、18.5%となっており、この傾向は今後も続くことが推計されている。単独世帯割合に目を向けると、昭和45（1970）～60（1985）年には2割前後で推移していたが、その後上昇し、平成27（2015）年には全世帯の3分の1を上回る34.5%を構成するようにならなっている。
- ・さらに、地方から東京圏を中心とした大都市圏へ若年者、特に女性が流出し、地方においては深刻な人口流出や少子高齢化に直面している。また、地方においては、特に中小企業等を中心に、担い手の確保が喫緊の課題となっている。若い女性については、地元が女性にとって働きにくい環境であるために東京に移動している可能性も指摘されている。このため、地方において、女性が能力を発揮して働ける環境の整備や女性の活躍に向けた意識改革を積極的に進めることが重要となっている。
- ・このように、我が国では、今後、国全体のみならず地方においても人口構成や世帯構成にますます大きな変化が生じることが想定される。女性の活躍を推し進めることは、女性本人の経済的自立や自己実現に資するのみならず、我が国社会全体として、地域社会の担い手の確保や、多様な視点による生産性向上・イノベーションを通じて、経済社会の持続可能性向上にもつながる。

③ 人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革

- ・令和元（2019）年の我が国の平均寿命は男性81.41歳、女性87.45歳であり、我が国は世界有数の長寿社会を迎えている。また、90歳まで生存する者の割合は男性27.2%、女性51.1%、100歳まで生存する者の割合は男性1.9%、女性7.4%である。このように我が国

は女性の過半数が90歳まで生存する社会となっている。一方、平均寿命と健康寿命の差を見ると、男性が8.84歳、女性は12.35歳と、女性の方が約3年長いため、要支援・要介護の状況にある者も女性の方が多くなる。また、今後は、女性のみならず男性も、親や配偶者の介護を担う負担が増大する可能性が高まっている。

- ・このような人生100年時代の到来の一方で、企業も多様な人材が活躍できるように従来の男性片働き世帯が多い時代の「フルタイム、残業・転勤あり、仕事一筋で定年まで」という働き方を改革しつつある。これからは「教育、仕事、老後」という単線型の人生設計ではなく、若いときからその時々的人生ステージにおいて全ての人々が、それぞれの希望に応じた様々な働き方、学び方、生き方を選べるようになることが求められている。
- ・男性も女性も若いうちから人生100年時代を意識し、経済的自立や自己実現のための仕事（ワーク）と家事・育児・介護といったケアワークに主体的に関わることが、生涯にわたって自立した生活を維持することに役立つ。また、そうした生活と両立しうる持続可能な働き方を実践し、それにとどまらず、仕事以外に個人としての多様な活動に参加し仕事以外の活動の場や役割を持つことが、生涯にわたり豊かな人生をもたらすと考えられる。このように、働き方・暮らし方の変革が求められている。
- ・現在、夫が雇用者である2人以上の世帯のうち、約7割が共働き世帯となっており、夫婦と子供2人の4人で構成される世帯のうち有業者が世帯主1人だけという、いわゆる標準世帯は少数派となっている。一方、男性にも女性にも「主たる稼ぎ手は男性である」といった固定的な性別役割分担意識が残っていることを示す調査結果もある。それ以外にも、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の存在により、無意識のうちに、性別による差別・区別が生じることもある。上記のような働き方・暮らし方の変革の実現にとって、こうした固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みが大きな障壁となっている。これらは、往々にして幼少の頃から長年にわたり形成されがちであることから、幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要である。
- ・これらのことから、人生100年時代の安心の基盤である生涯にわたる健康の実現、学び続け活躍し続けられる環境の整備、仕事と家事・育児・介護等を両立できる環境の整備、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消及び固定観念の打破に取り組むことが求められている。

④ 法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大

- ・4次計画策定後、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（以下「働き方改革関連法」という。）が成立したほか、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律が成立するなど、女性活躍を推進するための法律・制度が相当程度整備されてきた。これらによって、女性活躍の裾野が地方や中小企業にも拡大する素地も整ってきた。
- ・こうした中で、平成27（2015）年から令和元（2019）年までの間に、生産年齢人口が減少する中で女性の就業者数が約228万人増え、第1子出産前後に女性が就業を継続する割合は、これまで4割前後で推移してきたものが近年53.1%と大きく上昇した。保育の受け皿

- 整備などの両立支援施策の充実を背景に、M字カーブ問題は確実に解消に向かっている。
- ・さらに、上場企業の女性役員数が平成27（2015）年度から令和2（2020）年度までの間に2.2倍に増加するなど、経済分野を中心として政策・方針決定過程への女性の参画が進展している。しかし、女性役員は社外役員が多いなど、男性役員とはキャリアが異なる。また、主な先進国では、いわゆる管理職（管理的職業従事者）に占める女性の割合がおおむね30%以上となっている一方、我が国では14.8%（令和元（2019）年）であるなど、役員や管理職等の意思決定過程への女性の登用は十分でなく、国際的に見てもいまだ大きく遅れている。企業としては、女性の育成・登用を着実に進め、管理職、更には役員へという女性登用のパイプラインを構築することが求められている。
 - ・加えて、この間に増加した女性の就業者には、パートや派遣社員等の非正規雇用に従事する者が約125万人含まれている。これらの就業形態は多様な就業ニーズに応えるというプラスの面もあるが、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間には給与等の処遇面での格差が存在しており、非正規雇用労働者に女性が多いことと相まって男性と女性の間の待遇差につながっていると考えられる。また、こうした待遇差が、全ての年代の女性の貧困の背景にもなっていると考えられる。したがって、非正規雇用労働者の能力開発やキャリア形成支援等を通じた、待遇改善や正規雇用労働者への転換の取組を進めていくことが必要である。また、女性が十分に活躍できない背景となっている、男性片働き世帯が多い時代に形成されたいわゆる「男性中心型労働慣行」（長期継続雇用を前提に、長時間労働や転勤等を当然とする働き方を前提とした雇用システム）等の見直しも、引き続き進めていくことが重要である。
 - ・また、政治分野については、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（以下「政治分野における男女共同参画推進法」という。）が議員立法により成立した。衆議院の女性議員比率は9.9%で世界190か国中167位（令和2（2020）年10月現在）と国際的に見て非常に遅れたものとなっている。女性の政治参画の障壁として、立候補や議員活動と家庭生活との両立が困難なことや人材育成の機会の不足、また候補者や政治家に対するハラスメントの存在等があるとの調査結果もある。同法の施行を契機として、これまで国際的に後塵を拝している我が国の女性の政治参画の転換期とするためにも、5次計画が、同法施行後初めての男女共同参画基本計画となることの重要性を認識し、積極的に取組を進める必要がある。
 - ・以上のように、女性の政策・方針決定過程への参画には一定の進捗が見られるものの、諸外国では新しい社会を切り拓く観点から政治分野や経済分野でのジェンダー平等を進めており、我が国は、現状において大きく差を広げられている。ジェンダー平等を社会変革の推進力としてきた諸外国の水準を目指すとともに、上述の「人口減少社会」や「人生100年時代」を明るい未来にしていくために、男女共同参画社会の実現に向けた取組を一段と加速させることが喫緊の課題である。

⑤ デジタル化社会への対応（Society 5.0）

- ・近年の目覚ましい技術革新は、従来にないスピードで社会構造の変革をもたらしている（第4次産業革命）。スマートフォンの普及やセンシング技術の高度化、5Gの普及によっ

て人々の行動やモノの状態はデータとして集約され続けている。蓄積されたビッグデータをAI が解析することで、マーケティングや営業・販売プロセス等で活用されるなど、デジタル技術は我々の生活に深く浸透しつつある。

- ・デジタル化の進展により、これまで人間の行っていた労働や家事は補助・代替されることとなり、生み出された余剰時間により、新しいサービスモデルの構築（DX：デジタルトランスフォーメーション）の創造が期待される。人々はこれまでの財・サービスの提供の在り方を見直し、又は潜在的なニーズを具現化するなど、新事業の創出に注力できるようになる。
- ・一方、多くの産業・職業が、情報技術や電子工学、機械工学と密接に関わるため、この分野の人材の獲得競争は世界的に激化しており、性別を問わず人材育成が急務である。OECD 諸国においては、女子学生の理工系進学支援によってSTEM分野やデジタル・テクノロジー分野でのジェンダー・ギャップを縮小させ、経済発展の原動力たるイノベーション領域で女性が公平に評価され、活躍できるような環境整備が急速に進められている。
- ・我が国においては、大学等で理工系分野を専攻する女性の比率や研究者に占める女性の比率が諸外国と比較して低い。女子学生に対し理工系分野の進学に関する情報を提供し、科学技術分野での活躍の魅力を伝えるなどして理工系の研究者人口を増やすことを国が率先して取り組むことが求められている。
- ・また、デジタル化社会到来の中で、女性が経済的に自立するとともに、快適かつ安全な生活を送るためには、必要なデジタル知識と技能を向上させるなど、デジタル・デバイドを防ぐことが肝要であり、教育や地域社会での取組が求められる。
- ・さらに、AI の短所に留意する必要がある。中でも、AI の情報リソースとなる蓄積された過去のデータやアルゴリズム（コンピュータによる計算方法）にバイアスが含まれている場合があることを、開発者と利用者の双方が認識する必要がある。AI が過去を学習した上で解を導くに当たって、これまでの男女の固定的な性別役割分担意識や性差に関する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を強める方向で使われることの無いよう、男女が共に開発や利用に参画し、多様な視点でバイアスを改善することが重要である。

⑥ 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識

- ・性犯罪・性暴力や、配偶者等からの暴力、セクシュアルハラスメント等の女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではない。
- ・平成29（2017）年度の内閣府の調査によると、無理やりに性交等された被害経験のある女性は約13 人に1人に上っており、また、約7人に1人の女性が配偶者からの暴力を複数回経験しているなど、依然として深刻な状況である。
- ・世界的にもSNS を中心にセクシュアルハラスメントや性暴力などの性被害の経験を告発する大規模な社会運動が起こるなど、女性に対する暴力に関する問題の根深さが改めて浮き彫りになり、これらの問題の根絶を求める声も高まっている。
- ・女性に対する暴力の背景には、人権の軽視や社会的・経済的な男性の優位性がある。また、暴力の被害者は、その後も長期にわたる心身の不調から就労が困難となったり、離婚後に経済的な苦境に陥ったりするなど、貧困等生活上の困難と暴力被害が複合的に発生し

ている場合もある。

- ・さらに、情報通信技術（ICT）の進化やSNS などの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、女性に対する暴力も一層多様化している。
- ・こうした状況を踏まえ、性別に起因する暴力の多様な被害者に対する必要な支援の充実を図るとともに、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて強力に取り組む必要がある。

⑦ 頻発する大規模災害

- ・大規模災害の発生は、全ての人の生活を脅かすと同時に、男女に異なる影響をもたらし、女性や脆弱な状況にある人々がより深刻な影響を受ける。このような非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、増大する家事・育児・介護等の家庭責任が女性・女兒に集中しがちであること、女性がより職を失いやすいこと、配偶者等からの暴力や性被害・性暴力が増加することといったジェンダーに起因する諸課題が一層顕在化するからである。したがって、平常時からあらゆる施策の中に、男女共同参画の視点を含めることが肝要であるとともに、非常時において、女性に負担が集中したり、困難が深刻化したりしないような配慮が求められる。
- ・4次計画策定後も、平成28年熊本地震、平成29年九州北部豪雨、平成30年7月豪雨、令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨等、大規模災害が発生し、また、今後、南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害の発生が想定される。
- ・政府では、4次計画において、防災・復興に係る意思決定の場に女性が参画し、地域防災計画等の防災施策に男女共同参画の視点を取り入れ、地域の防災の現場への女性の参画や地域の防災を担う女性リーダーの活躍を促進するための取組を進めてきた。
- ・「地域防災」は、男女が協働し、意思決定することの意義が見えやすい分野であり、地域における男女共同参画を推進するに当たっての、効果的な導入点になり得る。
- ・今後も、大規模災害が発生する可能性があることを見据え、平常時から防災・復興分野における男女共同参画を推進し、非常時において女性に負担等が集中することがないようにしていく必要がある。

⑧ SDGs の達成に向けた世界的な潮流

- ・男女共同参画社会基本法第7条では、我が国の男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならないとされている。こうした中、平成27（2015）年9月に国連で持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」が採択され、我が国も賛同し「誰一人取り残さない」社会を目指し、国際社会が一致して取組を進めている。
- ・同アジェンダでは、前文において「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントを達成することを目指す」とうたっている。そして、ゴール5として「ジェンダー平等とすべての女性・女兒のエンパワーメント」を掲げるとともに「ジェンダー平等の実現と女性・女兒の能力強化は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」とし、あらゆるレベルでの意思決定において女性と男性が同等の機会を享受すべきこと、国・地域・グローバルのそ

それぞれでジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する組織への支援を強化すること、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の廃絶していくことなどが掲げられている。その上で、アジェンダ全体の実施において「ジェンダーの視点をシステムティックに主流化していくことは不可欠である」としている。

- ・我が国においても、SDGs 実施指針において、日本の「SDGs モデル」の確立に向けた取組の8つの柱の一つに「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」を掲げている。
- ・ジェンダー平等及びジェンダーの視点をあらゆる施策に反映（ジェンダー主流化）し、政府機関、民間企業や若者を含めた市民社会など全てのステークホルダーが連携して一層の取組を進める。これにより、国際社会と協調して我が国の責務を果たし、ゴール5を含むSDGs 全体の達成など、国際的な取組の推進に貢献する。

（2）本市における男女共同参画の課題

本市では、これまでやちよ男女共同参画プランに基づき男女共同参画の推進に取り組んできた。この間に国の法整備も進められたが、未だに女性が自らの意思で社会のあらゆる分野において活躍できる環境が整ったとはいえない。

令和元年度に実施した市民アンケートの結果では、高額な商品や不動産などの購入の決定を主に担っているのは男性で45%となっているが、それ以外の家事・育児等は全て女性が担う割合が多く、特に食事のしたく72.8%、洗濯69.1%、掃除58.4%、日常の買い物55.1%といずれも女性の割合が高くなっている。このことから、性別により役割を固定的に分ける「固定的性別役割分担意識」が、今でも根深く残っていることや、働く女性が増加する中でも、男性の家事・育児・介護への参画は定着していないことがわかった。また、「習慣、しきたり等」、「政府や企業での重要な意思決定の場」、「政治」、「就職の機会、職場での働き方や処遇」といった分野で、男性が優遇されているという回答が50%を超えていたことから、実感として男女の格差が無くなっていないことがうかがわれる。

現在、本市の男女共同参画推進において優先して取り組むべき課題には、性別による格差の是正、政策・方針決定過程への女性の参画、女性に対する暴力の防止、大規模災害に備え多様な視点を生かした防災対応、未来を担う次世代の意識づくりがある。このような課題を解決していくためには、これまで以上に市内外の機関や関係部署との連携強化を図ると共に、多様な人材によるネットワークを生かした総合的な取組みが必要である。